

金沢埋立処分地の維持管理記録（令和7年度）

最終更新:令和7年12月8日

1埋め立てた廃棄物の各月ごとの種類及び数量

2点検状況

3最終処分場の残余の埋立容量

測定日	休止中
残余容量(m3)	休止中

4周縁地下水及び放流水の水質検査

採取場所 金沢埋立処分地 地下水 下流

採取場所 金沢埋立処分地 放流水

地下水の水質検査結果

採取場所 金沢埋立処分地 地下水 上流					
項目	単位	基準値	技術上の 基準で定める 検査頻度	令和7年	令和8年
採取した年月日				08月04日	
検査結果の得られた年月日				08月29日	
アルキル水銀	令和7年	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
総水銀	(mg/l)	0.0005以下	年1回以上	検出せず	
カドミウム	(mg/l)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
鉛	(mg/l)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
六価クロム	(mg/l)	0.05以下	年1回以上	検出せず	
砒素	(mg/l)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
全シアン	(mg/l)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/l)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
トリクロロエチレン	(mg/l)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
ジクロロメタン	(mg/l)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
四塩化炭素	(mg/l)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	0.004以下	年1回以上	検出せず	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.04以下	年1回以上	検出せず	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	1以下	年1回以上	検出せず	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	0.006以下	年1回以上	検出せず	
1,3-ジクロロプロパン	(mg/l)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
チウラム	(mg/l)	0.006以下	年1回以上	検出せず	
シマジン	(mg/l)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
チオベンカルブ	(mg/l)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
ベンゼン	(mg/l)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
セレン	(mg/l)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
1,4-ジオキサン	(mg/l)	0.05以下	年1回以上	検出せず	
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	(mg/l)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
ダイオキシン類	(pg-TEQ/l)	(1以下)	年1回以上	0.022	

*基準値は、ダイオキシン類以外については

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準」に基づく。

*基準値欄の()に示す数字は環境基準。

*表中において検出せずとは、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

*「ダイオキシン類」について 1回目が6/17採取、結果が得られた日は7/16

地下水の水質検査結果

採取場所 金沢埋立処分地 地下水 下流					
項目	単位	基準値	技術上の 基準で定める 検査頻度	令和7年	令和8年
採取した年月日				08月04日	
検査結果の得られた年月日				08月29日	
アルキル水銀	令和7年	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
総水銀	(mg/l)	0.0005以下	年1回以上	検出せず	
カドミウム	(mg/l)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
鉛	(mg/l)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
六価クロム	(mg/l)	0.05以下	年1回以上	検出せず	
砒素	(mg/l)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
全シアン	(mg/l)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/l)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
トリクロロエチレン	(mg/l)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
ジクロロメタン	(mg/l)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
四塩化炭素	(mg/l)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	0.004以下	年1回以上	検出せず	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.04以下	年1回以上	検出せず	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	1以下	年1回以上	検出せず	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	0.006以下	年1回以上	検出せず	
1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
チウラム	(mg/l)	0.006以下	年1回以上	検出せず	
シマジン	(mg/l)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
チオベンカルブ	(mg/l)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
ベンゼン	(mg/l)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
セレン	(mg/l)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
1,4-ジオキサン	(mg/l)	0.05以下	年1回以上	検出せず	
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	(mg/l)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
ダイオキシン類	(pg-TEQ/l)	(1以下)	年1回以上	0.021	

*基準値は、ダイオキシン類以外については

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準」に基づく。

*基準値欄の()に示す数字は環境基準。

*表中において検出せずとは、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

*「ダイオキシン類」について 1回目が6/17採取、結果が得られた日は7/16

放流水の水質検査結果

項目	採取場所	金沢埋立処分地	放流水	令和7年	令和8年
採取した年月日	単位	基準値	技術上の基準で定める検査頻度	08月04日	
検査結果の得られた年月日				08月29日	
アルキル水銀化合物	令和7年	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	(mg/ℓ)	0.005以下	年1回以上	検出せず	
カドミウム及びその化合物	(mg/ℓ)	0.03以下	年1回以上	検出せず	
鉛及びその化合物	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
有機燐化合物	(mg/ℓ)	1以下	年1回以上	検出せず	
六価クロム化合物	(mg/ℓ)	0.2以下 ※	年1回以上	検出せず	
砒素及びその化合物	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
シアノ化合物	(mg/ℓ)	0.5以下 ※	年1回以上	検出せず	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	0.2以下	年1回以上	検出せず	
四塩化炭素	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	0.04以下	年1回以上	検出せず	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	1以下	年1回以上	検出せず	
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.4以下	年1回以上	検出せず	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	3以下	年1回以上	検出せず	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	0.06以下	年1回以上	検出せず	
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
チラム	(mg/ℓ)	0.06以下	年1回以上	検出せず	
シマジン	(mg/ℓ)	0.03以下	年1回以上	検出せず	
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	0.2以下	年1回以上	検出せず	
ベンゼン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
セレン及びその化合物	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	0.5以下	年1回以上	検出せず	
ほう素及びその化合物	(mg/ℓ)	10以下 ※	年1回以上	3.7	
ふつ素及びその化合物	(mg/ℓ)	8以下 ※	年1回以上	検出せず	
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/ℓ)	100以下 ※	年1回以上	9.4	
ノルマルハキサン抽出物(鉱油)	(mg/ℓ)	1以下 ※	年1回以上	検出せず	
ノルマルハキサン抽出物(動植物油脂)	(mg/ℓ)	10以下 ※	年1回以上	検出せず	
フェノール類含有量	(mg/ℓ)	1以下 ※	年1回以上	検出せず	
銅含有量	(mg/ℓ)	2以下 ※	年1回以上	検出せず	
亜鉛含有量	(mg/ℓ)	2以下	年1回以上	検出せず	
溶解性鉄含有量	(mg/ℓ)	10以下	年1回以上	検出せず	
溶解性マンガン含有量	(mg/ℓ)	10以下	年1回以上	検出せず	
クロム含有量	(mg/ℓ)	2以下	年1回以上	検出せず	
燐含有量	(mg/ℓ)	8以下	年1回以上	検出せず	
ダイオキシン類	(pg-TEQ/ℓ)	10以下	年1回以上	0.00003	

*基準値は、ダイオキシン類以外については

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」、県条例に基づく。

ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に基づく。

*大腸菌群数および窒素含有量、燐含有量の基準値は日間平均。基準値に※がついているものは県条例に基づく。

*表中ににおいて検出せずとは、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

*「ダイオキシン類」について 1回目が6/17採取、結果が得られた日は7/16